

情報提供日	令和8年6月12日(金)
主管課	宮崎県選挙管理委員会 (市町村課選挙担当)
担当	川崎
電話番号	0985-26-7024
内線	3701

発表事項：令和8年2月8日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の宮崎県第一区から第三区における人口比例選挙請求事件の福岡高等裁判所宮崎支部判決及び宮崎県選挙管理委員会委員長の談話

このことについて、本日、福岡高等裁判所宮崎支部の判決言渡しがありましたのでお知らせします。

(訴訟の概要)

事件の表示	福岡高等裁判所宮崎支部 令和8年(行ケ)第1号 人口比例選挙請求事件
提起日	令和8年2月9日
原告	宮崎県第一区、第二区及び第三区の選挙人
被告	宮崎県選挙管理委員会
請求の趣旨	1 令和8年2月8日に行われた衆議院(小選挙区選出)議員選挙の宮崎県第一区乃至第三区における選挙を無効とする。 2 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決を求める。
主文	1 原告らの請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

※当該訴訟において鹿児島県の選挙区における選挙無効も併せて請求されていますが、宮崎県の選挙区における部分のみ記載しています。

宮崎県選挙管理委員会委員長の談話

判決内容の詳細をまだ承知しておりませんが、原告らの請求が棄却され、私どもの主張に御理解を頂いたものと認識しております。

宮崎県選挙管理委員会 委員長 成合 修